

平成30年9月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	平成30年8月28日	
2	招 集 日	平成30年9月4日	
3	提出議案件数	19件	
		予 算	5件
		条 例	5件
		その他	9件
4	議案等件名		
	議案第77号	平成30年度西条市一般会計補正予算（第6回） について	別 冊
	議案第78号	平成30年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第1回）について	
	議案第79号	平成30年度西条市簡易水道事業特別会計補正 予算（第1回）について	
	議案第80号	平成30年度西条市公共下水道事業特別会計補 正予算（第2回）について	
	議案第81号	平成30年度西条市小松地域交流事業特別会計 補正予算（第1回）について	
	議案第82号	平成29年度西条市一般会計及び特別会計歳入 歳出決算の認定について	
	議案第83号	平成29年度西条市水道事業会計決算の認定に ついて	
	議案第84号	平成29年度西条市病院事業会計決算の認定に ついて	
	議案第85号	新たに生じた土地の確認について	1
	議案第86号	字の区域の変更について	2
	議案第87号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に 関する協定その2の締結について	3
	議案第88号	西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条 例について	4
	議案第89号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て	6
	議案第90号	西条市山岳競技場設置及び管理条例の一部を改 正する条例について	7

議案第 9 1 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	8
議案第 9 2 号	西条市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について	9
報告第 1 0 号	平成 2 9 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について	1 0
報告第 1 1 号	平成 2 9 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	1 1
報告第 1 2 号	平成 2 9 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	1 2

議案第 85 号 新たに生じた土地の確認について

(港湾河川課)

1 提出の理由

新たに生じた土地の確認について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

平成 30 年 7 月 23 日付けで国の公有水面埋立工事により、西条市今在家 1507 番及び 1438 番に接する無番地の地先に造成された面積 9,787.98 平方メートルの土地がしゅん功したため、当該土地が西条市の地域であることの確認を行うものである。

議案第 86 号 字の区域の変更について

(港湾河川課)

1 提出の理由

国が埋立てを行った 9,787.98 平方メートルの土地を、「新たに生じた土地」として確認後、区域を設定する必要があり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

新たに生じた土地を、隣接地である「今在家」の区域に編入しようとするものである。

議案第 87 号 西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する
協定その 2 の締結について

(下水道工務課)

1 提出の理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 2 の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 協定金額

618,600,000 円

(2) 協定の相手方

東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号

日本下水道事業団

理事長 辻 原 俊 博

(3) 工事内容

西条市公共下水道西条浄化センターに係る水処理設備及び汚泥処理設備の更新・増設工事を行う。

- | | |
|------------------------|----|
| ・ 最初沈殿池施設機械設備工事（更新） | 一式 |
| ・ 用水施設機械設備工事（更新） | 一式 |
| ・ 汚泥貯留施設機械設備工事（増設） | 一式 |
| ・ 汚泥脱水施設機械設備工事（更新） | 一式 |
| ・ 汚泥処理運転操作施設電気設備工事（更新） | 一式 |
| ・ 汚泥処理計装施設電気設備工事（更新） | 一式 |
| ・ 水処理運転操作施設電気設備工事（更新） | 一式 |
| ・ 水処理計装施設電気設備工事（更新） | 一式 |
| ・ 管理施設建築工事（更新） | 一式 |
| ・ 主ポンプ施設土木工事（更新） | 一式 |

議案第 88 号 西条市アウトドア活動拠点施設設置及び管理条例について

(観光振興課)

1 提出の理由

平成 31 年 7 月に開設を予定している「西条市アウトドア活動拠点施設」を運営していくに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 設置（第 1 条関係）

市民及び本市への来訪者に対し、観光に関する情報並びに本市の雄大かつ自然豊かなフィールドを活用したアウトドア・アクティビティに関する情報及びサービスを提供するとともに、アウトドア用品の購買等及び地場産品等の購買の場を提供することにより、交流人口の拡大と地域産業の振興に資するために設置することとし、名称を「西条市アウトドアオアシス石鎚（以下「アウトドアオアシス」という。）」とする。

(2) 事業（第 2 条関係）

アウトドアオアシスは、主に次に掲げる事業を行う。

ア 観光に関する情報の提供に関すること。

イ アウトドア・アクティビティに関する情報及びサービスの提供に関すること。

ウ アウトドア用品の購買等のための施設の提供に関すること。

エ 地場産品等の購買のための施設の提供に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めること。

(3) 休館日（第 4 条関係）

無休とする。

(4) 開館時間（第 5 条関係）

午前 9 時から午後 6 時までとする（キャンプ場を除く。）。

(5) 使用の許可（第 6 条関係）

大ホール、中会議室、小会議室、クライミングウォール、ボルダリング施設、イベント広場又はキャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(6) 入居の許可（第 12 条関係）

アウトドア用品売場又はおあしす市場に入居しようとする者は、あらかじめ

め市長の許可を受けなければならない。

(7) 指定管理者による管理（第 20 条関係）

アウトドアオアシスの管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(8) 審査委員会の設置（第 24 条関係）

売場等の入居に係る許可を公正かつ円滑に行うため、西条市アウトドア活動拠点施設入居審査委員会を置く。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

(1) 第 24 条及び指定管理者の指定等準備行為
公布の日

(2) 次に掲げる規定

平成 31 年 7 月 1 日

ア 第 6 条から第 11 条まで及び第 20 条から第 23 条まで並びに別表第 1 の規定（キャンプ場に係る部分を除く。）

イ 第 12 条から第 19 条まで及び別表第 2 の規定

議案第 89 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

法の施行に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定及び特別仮設興行場等建築許可の各申請に対する審査に係る手数料の額を定めるものである。

3 施行期日

法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日。ただし、条例別表第 1 の 58 の項を 58 の 2 の項とする改正規定、同表 57 の項の次に 1 項を加える改正規定、同表 93 の項の改正規定及び同項の次に 1 項を加える改正規定は、法附則第 1 条第 2 号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第 90 号 西条市山岳競技場設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

(スポーツ健康課)

1 提出の理由

スピード競技場の供用開始に備えるとともに、平成 29 年 4 月から公益社団法人日本山岳協会の名称が公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会に改称されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 題名を「西条市山岳競技場設置及び管理条例」から「西条市スポーツクライミング施設設置及び管理条例」に改める。
- (2) 本則中の「山岳競技場」を「スポーツクライミング施設」に改める。
- (3) 第 1 条中の「リード競技場及びボルダリング競技場をいう。」を「リード競技、スピード競技場及びボルダリング競技場をいう。以下同じ。」に改める。

3 施行期日

平成 30 年 10 月 13 日

議案第 9 1 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
(子育て支援課)

1 提出の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 65 号)等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定等について、次のとおり改めるものである。

- (1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和
- (2) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長
- (3) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大など

3 施行期日

公布の日

議案第 9 2 号 西条市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

(建築審査課)

1 提出の理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

法の施行に伴い、条例で引用している条項にずれが生じることから、これを解消するために所要の改正を行う。

3 施行期日

法附則第 1 条第 2 号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

報告第10号 平成29年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業
における資金不足比率の報告について

(財 政 課)

1 提出の理由

平成29年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 財政健全化判断比率

(単位：パーセント)

比 率	西条市比率	備 考
①実質赤字比率	—	①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字であれば「—（傍線）」と表示される。
②連結実質赤字比率	—	
③実質公債費比率	7.2	③実質公債費比率と④将来負担比率は暫定値
④将来負担比率	67.8	

3 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
⑤ 公営企業における 資金不足比率	簡易水道事業特別会計	公営企業における 資金不足は無し
	公共下水道事業特別会計	
	小規模下水道事業特別会計	
	港湾上屋事業特別会計	
	小松地域交流事業特別会計	
	本谷温泉事業特別会計	

報告第 11 号 平成 29 年度西条市公営企業における資金不足比率の
報告について

(水道業務課)

1 提出の理由

平成 29 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し

報告第 12 号 平成 29 年度西条市公営企業における資金不足比率の
報告について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

平成 29 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

2 公営企業における資金不足比率

比 率	会 計 区 分	西条市比率
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し